**○５番（福永　啓君）**　５番、福永です。一般質問を行います。

御船町には440戸の町営住宅があり、中には戦後まもなく建てられた超老朽化した町営住宅もあります。これらの町営住宅は今回の震災で大きな被害を受け、一番新しい町営住宅である中原団地は、未だ長期避難が続いています。町営住宅、特に超老朽化した町営住宅対策は町民の生命と財産を守る上でまさに喫緊の課題です。老朽化した町営住宅及び既存の町営住宅について、町はいつまでにどのような対策を講じるのか、お聞きします。

また今後仮設住宅に代わり、災害公営住宅、いわゆる復興住宅の建設が進む予定であります。どこに、どのような形で復興住宅を建設するのか、仮設住宅、町営住宅を含めて、今後どのような方向性で運営していくのかお聞きいたします。

個別の質問に対しては、質問席より行います。

**○町長（藤木正幸君）**　（１）被災した町営住宅、老朽化した町営住宅対策をどのように考えているかについて、お答えをいたします。

熊本地震により被災した町営住宅については、被災後応急的な修繕を行っていますが、国の補助事業に該当する住家については、既存公営住宅復旧事業、玉虫団地、辻団地、妙見坂団地及び町営住宅用地についても、国の補助事業である大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を活用して復旧を図ることとして事業を進めているところです。

また、その他の国の補助事業に該当しないような住家については、町の通常の維持管理

補修により復旧を図りたいと考えているところであります。

しかし、耐用年数を過ぎていて老朽化した住宅に関しては、劣化が激しく、再度住居として使用に耐え得るには多額の修繕費用がかかると思われます。現在町営住宅については、21団地、440戸を管理していますが、平成26年３月に策定した御船町町営住宅長寿命化計画において、団地ごとの今後の方針について定めており、適切な維持管理を行うことにより長寿命化を図っていくものとして、中原団地を含む７団地、279戸を指定しています。

その他の団地については、耐用年数を大きく経過していることから、現在の入居者が退去した後は用途を廃止する方針としており、中長期的には町営住宅の総管理戸数を減らしていく方針であります。

（２）災害公営住宅建設計画はどのようになっているか。また、災害復興住宅を含め町営住宅のあり方についてどのような計画があるかについて、お答えいたします。

災害公営住宅建設計画については、災害公営住宅整備においては、最低でも次の４つの段階で検討を行っていく必要があると考えます。１つが、全体の整備戸数の決定、１つが、整備対象区域の決定、１つ、戸数の決定、１つ、候補地の決定。

次に、災害公営住宅整備の基本方針としては、熊本県災害公営住宅等整備指針に基づき、供給整備を行います。小規模高齢者世帯が多くなることが予想されることから日常的な見守りや交流のしやすさ等に配慮したものとします。住戸規模はアンケート結果及び思考調査結果に基づき設定することとします。アンケートでは、戸建形式の希望が非常に多かったが、不足する敷地の効率的な活用や将来的な維持管理のしやすさ等の確保を考慮し、基本的には長屋形式や共同住宅形式で供給を中心に検討したいと考えています。

以上の要件から、具体的に候補地の決定を行っていくと考えているところでありますが、災害公営住宅は恒久的なものであり、今後の維持管理のしやすさを考慮した形で建設することが望ましいと考えています。また、既存の公営住宅の老朽化が著しいことから、後々は既存の入居者の住み替え先としての利用も考えることから、今後の町営住宅の管理戸数をコントロールする上でも有益であると考えるところであります。

なお、災害公営住宅の整備手法としては、迅速な事業実施の必要性や設計、工事発注業務等に係る行政のマンパワー不足などを考慮し、それらに対して優位性の高い買取方式を選択することとしました。ＵＲを選定した理由としましては、法律に基づき公益的事業を行う目的で設立された独立行政法人であるとともに、過去の地震災害での整備実績等のノ

ウハウを指摘しています。

また、速やかにＵＲと基本提携を締結することで、建設工事における敷地調査、基本計画検討等の業務を開始できるため、事業実施の迅速性、法規定適格性は格段に向上することになります。

町営住宅のあり方について、現在町営住宅については、21団地、440戸を管理していますが、平成26年３月に策定しました御船町町営住宅長寿命化計画において、団地ごとの今後の方針について定めており、適切な維持管理を行うことにより、長寿命化を図っていくものとして、中原団地を含む７団地、279戸を指定しています。その他の団地については、耐用年数を大きく経過していることから、現在の入居者が撤退した後は用途を廃止する方針として、中長期的に町営住宅の総合管理計画をいたしてまいります。

本町の町営住宅の総管理戸数の観点から考えますと、従前より、町営住宅マスタープラン及び町営住宅長寿命化計画の中で、中長期的な管理戸数を削減されるようコントロールしていくことであります。また、災害公営住宅後、一定期間はこのたびの熊本地震により住宅をなくした方のために供給されるべきものでありますが、一定期間を経過した後は、公営住宅本来の目的である低所得者及び住宅困窮者向けの住宅として供給管理していく必要が生じることになります。

災害公営住宅は耐用年数を超えた町営住宅に移住者の移転先となり得る建設戸数、建設場所等について、十分に精査するとともに、今後の町営住宅全体の管理戸数の適正化についても、十分検討する必要があると考えます。

**○５番（福永　啓君）**　ただ今の答弁で、今後の町営住宅及び復興住宅に関する方向性、それは了解いたしました。

それで、個別に細かいことを幾つかお聞きしたいと思います。まず、町営住宅の場合、原則入居者が罹災証明書を申請しなければならないと思うんですが、被害調査及び判定については入居者からの罹災申請の有無にかかわらず、町が独自で行うことも可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

ただ今御指摘のとおり、罹災証明書の申請については、原則入居者が行わなければなりませんが、被害の調査それから判定につきましては、入居者からの罹災証明申請の有無にかかわらず、町独自で行うことが可能となっております。

**○５番（福永　啓君）**　実際、いたる町村でもやられているんですね。特に御船町、これは戦後まもなくと言っていいと思います。建てられて、超老朽化した木造住宅、これが幾つもあるんです。現在、外部にちょっとお聞きしましたが、そのようなもう超老朽化したような町営住宅に居住されているのは何戸でしょうか。またこちらの被害判定状況はどのようになっていますか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

今の議員の御指摘の町営住宅につきましては、町内に11カ所で合計74戸があります。３月１日現在、31戸の73人の方がお住まいになっておられます。被災をしました町営住宅につきましては、居住者の方に罹災証明申請をお勧めするとともに、罹災証明の申請の有無にかかわらず、町として必要な被害調査判定をこれまで進めてきたところであります。特に老朽化が著しい、ただ今議員からも御指摘がありました町営住宅につきましては、これから、その作業を進めていくことになりますけれども、予定としましては５月末日ぐらいまでには被害調査判定を終了したいと考えているところであります。

**○５番（福永　啓君）**　やはり忙しいのはわかります。ただ、こちらの超老朽化の住宅に関しましては、喫緊の課題だと思います。やはり町は把握する必要があると思います。これは早急に行っていただきたいと思います。

それと、半壊以上の判定を受け解体しなければならない町営住宅、これは住んでいらっしゃったんです。超老朽化した町営木造、私が申し上げますと、60年経ったところもあります。30年しか耐用年数がないのに、その倍経っている木造があります。そういうような木造住宅、それはほとんどこのような半壊以上の判定が十分されて解体しなければならないということに当たると思うんですが、そのような町営住宅の場合、入居者が退去され取り壊された場合、これは解体世帯として全壊世帯と同様の生活再建支援法上の被災者生活再建支援金、これを受け取ることがこれからもできると思うんですが、ここは間違いないですか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えをいたします。

町営住宅、公営住宅となると思いますが、この場合においても、一般のアパートと同じ考え方で、居住をされていた建物が原則半壊以上の認定というか判定を受けて、解体をされた場合においては、居住世帯は解体世帯としまして半壊世帯に支給されます義援金になりますが、それと全壊世帯と同様の被災者生活再建支援法上の被災者生活再建支援金を受

けることができるとなっています。

**○５番（福永　啓君）**　町内にある町営住宅のうち、本当に戦後まもなく建てられた木造町営住宅をどうするかということは、これは町のずっと長年の課題であった懸案であったと思うんです。老朽化に加えて、今回の地震により大きな被害を受けています。そういう超老朽化した町営住宅の対策は、これはまさに待ったなしだと思います。以前は、転居先がないですとか、転居費用がないですとか、転居先の家賃が心配などという理由からなかなか転居が進みませんでした。

しかし、今回の被災で、前の一般質問のときに言いましたけど、私たちは思い知らされたと思うんです。災害はいつ起こるかわからない。これは命の問題になってきました。住民の方々の気持ちの問題で今までは進まなかったんですが、今から命の問題なんです。ですので､この震災に係る制度が､本来はあるなしにもかかわらずでもしなければいけない。しかし、これは不幸中の幸いと言ってはあれなんですけど、今回はそういう充実した制度が実際あるんです。それによって、今でしたら、今まで持っていらっしゃった住居者の不安、申請的な不安、移る先の不安、それに対して一定の答えを出せる時期なんです。期限を切って、やはり何とかしていかなければならない時期に来ていると思います。いかがですか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えをいたします。

ただ今議員から御指摘がありましたとおり、以前の議会においても御指摘がありましたことについて答弁をいたしたところでありますけれども、住民の、町民の生命財産にかかわる重要な案件ということで認識をしておりますとともに、町としてこういった危険な住居からは一日も早く退去、転居をしていただきますよう、これまで住民の方々にも御説明を繰り返してきたところでもあります。

今回の震災後、この応急仮設住宅に転居をいただいた世帯も何世帯かあるわけでございます。しかしながらまだ多くの方々が老朽化をしました、そういった町営住宅に入居をされているという実態もあるわけであります。今後とも震災に係るこういった新制度、こういうものを説明を含めまして、ねばり強く退去、転居の交渉を町として進めていきたいと考えております。

今後におきましても、議員からのこういった御指摘の老朽化した町営住宅につきましては、これから平成29年度中にはどうにか退去、転居ができるよう、努力をしていきたいと

考えているところであります。

**○５番（福永　啓君）**　この件につきましては、私も議員として「じゃあ、お願いします」と終わるわけにもいかないと思っています。以前より、これは確かに有利な環境ではあります。しかし、退去・転居の交渉、それは大変簡単ではない。これはもう、しかし命の問題でありますので、住民の一番大事な命の問題でありますので、これは私もできる限りの協力はいたします。頭下げて「お願いします」と、町民の方に訪問して説得することも、私が行って有利になるんだったらそれもしても構いません。区長や地域の方々も協力していただけると思います。またボランティアの方々、この方々もこういうことについては非常に危惧されておりますので、協力していただけるでしょう。こういうことを担当課、建設課とかだけで抱え込まずに、ぜひそういうオール地域が一つになって、御船が一つになって問題解決に当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

議員からただ今御提案がありましたとおり、いただいたとおりに、退去・転居のこういった交渉につきましては、非常に難しい問題でありまして、簡単にはいかないと考えているところであります。しかし、これについては、先ほどからもありましたように、命にかかわる事柄でございます。ということから、これから今後においては、地域の区長、あるいは地元議員の皆様方､そういった方々に御協力のお願いをする場面もあるかと思います。どうか、そういった場合においては、行政としましても、これはもう当然でありますが、精いっぱいの努力をすることになりますけれども、よろしく御協力をお願いしたいと考えます。

**○５番（福永　啓君）**　ぜひこれについては、本当に忙しい中、忙しいと思います。しかし、待ったなしの問題だと思うんです。毎回、そういう住宅を通ります。これは何とかしなければいけない。涙が出るような気持ちです。ぜひ、抱え込まずにみんなで一緒にやっていきましょう。よろしくお願いします。

復興住宅の話をします。復興住宅のニーズ調査を行われたとありました。どのような方法で実施し、どのような結果が出ましたでしょうか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

今回の震災によりまして、被災をされました半壊以上の判定を受けられた方々について、今回のアンケート調査については、すべての世帯に郵送によりましてアンケート調査を実

施したところであります。このアンケートを送付しました総世帯数は2,164戸であります。そのうち回答がありました世帯が1,614戸となっております。回答率としまして74.6％でありまして、この回答がありました世帯の中で、現在復興住宅に居住を希望されている世帯につきましては5.3％、戸数にして69戸ほどになるわけであります。この調査についてもう少し申し上げますと、今申し上げましたように1,614戸の回答があったわけですけれども、そのうち住宅を自力で再建をする。これは考え方としましては、修理、建て替え、それから住宅の購入ということになるかと思いますが、それが1,306戸の回答があっております。それから、まだ決められないというのが101戸ありました。それから、先ほど住宅の再建をというのが率にしまして79.6％、それから決められないというのが101戸で6.3％であります。また不明というのがありまして、これは多分まだ判断ができないという段階だと思いますが、これが240戸ということで、率にして14.9％でありました。

また、再建の場所についてでありますが、町外あるいは県外というのが68戸ありまして、率にして4.2％でありました。先ほど申し上げましたが、災害公営住宅への入居を希望されるという方が69戸ということで5.3％ということであったわけです。また未回収の分が582戸あったと。詳細に申し上げますとこういった状況であります。

**○５番（福永　啓君）**　ありがとうございました。

これは被災し、先ほど話ししました老朽化した町営住宅にお住まいの方々で罹災証明書を申請していらっしゃらない方々が大変多いんですが、その方に対しては郵送されましたでしょうか。また今、回答率がありましたが、回答をしていらっしゃらない方、それぞれに個別に発送するとか、そういうのはされましたでしょうか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

このアンケート調査につきましては、昨年９月30日の時点におきまして、罹災証明の申請をされた半壊以上の判定を受けられている世帯に対してのみのアンケートということで実施をしたところでありますけれども、この罹災証明の申請をされていなかった方で、９月30日時点において、まだ半壊以上の判定が出ていない町営住宅の方々に対しては、まだこういったニーズ調査を行っていないというのが実状であります。

また今回のアンケートにつきましては、今の段階で主だったといいますか概算的な復興住宅の必要戸数を今後この段階で検討するということのための基礎調査ということでありますので、回答がなかった世帯についての個別のアプローチというところまではまだ至っ

ていない状況であります。今後において、これから具体的に実際に復興住宅の建設場所、それから戸数を決定することになるわけですけれども、その際におきましては、これからさらにそういったニーズに関する正しい調査を、被災地の方々に説明を重ねながら行っていきたいと考えているところであります。

**○５番（福永　啓君）**　まず、主な計画を立てるためには、こういう調査は必要です。ですから、これはしなければならない調査で、大体こんなもんだろうと、全く雲をつかむ話ですから。やはり今後実際に建てるとなってくれば、前回全員協議会で100戸程度という考えで、そういう報告がありました。しかし、今の調査結果とか見ても果たしてこれでいいんだろうかという疑問はやはりどうしても沸いてきます。大まかな地域割れについても示していただきましたが、これについても、戸数、地域割り、これが本当に、概算で概要を示していただいただけなんですが、それで本当にいいんだろうかという気持ちはあります。

さっきも町長おっしゃいましたよね、仮設と復興は違うんです。復興はそこに住んで、もう終の棲家としてそこに住んでいらっしゃる方、行かれる方がいるわけですので、今回、建設及び戸数を決定する際には、十分な計画性を持った上で丁寧な調査と説明をお願いしたいと思います。

また、老朽化かつ被災した町営住宅の方々、これもさっきも町長おっしゃいましたけど、やはり最終的な転居先は、そういう方にとってはここしかないと私は考えております。その方々にも十分考慮をいただきたいと思いますが、その点はよろしいですね。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えします。

今御指摘というか御意見をいただいたことにつきましては、承知をいたしているところであります。先ほども申し上げましたけれども、今後、災害復興住宅を建設を進める上におきましては、さらに詳しい調査説明を重ねた上で、計画性を持って事業を行いたいと考えております。

**○５番（福永　啓君）**　今老朽化、繰り返しこの点は申し上げますけれど、老朽化した住宅に住まれている方の転居先はここしかないと思うんです。そして、逆にそこがとどまったなら転居は進まないと。復興住宅を建設する場所、これの選定が非常に難しくなってくると思います。復興住宅を建設する上でも、町営住宅の今後を見据えた上でも、超老朽化した町営住宅対策は、まさに喫緊の課題であると思っています。町としても今までの答弁で十分に御理解をいただけているようですので、そこのところは迅速かつ丁寧な対応でお願い

いたします。私も一生懸命そこは協力します。

復興住宅に関する制度についてお聞きしたいんですが。そもそも復興住宅というのは何なんでしょうか。町営住宅とどのような違いがあるんでしょうか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

災害公営住宅、いわゆるこれが復興住宅と申すわけですけれども、これは災害に、このたびの震災復興に、こういったものを含めてでありますけれども、災害によりまして住宅を滅失をされ、そして自力での住宅再建が厳しい、難しい方々のための公的な賃貸住宅ということになります。基本的には、町営住宅と同じようなものになりますけれども、入居をされる場合においては、所得の制限等はないということになります。また、町営住宅におきましても、所得が低い世帯に対しては家賃の低減化が図られているところでありますが、復興住宅におきましては、さらなる低減化が図られることになります。町の財政面からいいますなら、復興住宅建設に国から出される補助金、それから国からの家賃補助などが一般的な町営住宅に比べまして大変優遇をされるというものになるものであります。

**○５番（福永　啓君）**　法律上では、災害公営住宅とか復興住宅とか、そういう名前が規定されているものではないんです。これはあくまでも公営住宅なんです。しかし、町の財政的にも、入居者で家賃とか制度にとって、これは有利な町営住宅ということに結局はなるんだろうと思います。

災害公営住宅の、いわゆる復興住宅の制度の概要、ちょっと皆様にお配りしていた図があると思います。こういうのをお配りしていたかと思うんですが、御覧になってください。

今回は、激甚災害ですので、ここです、ここの黄色の部分です。この部分が御船町に当たるということになります。これが赤の部分が東日本大震災分です。確かに災害公営住宅、復興住宅、これは有利な制度ではありますが、この東日本大震災と比べると、例えば建設についても激甚は４分の３、ところが東日本大震災は８分の７です、国の補助金が。このように、決して東日本大震災並みというわけにはいかないんです。そのほかにも、土地に対しましても、高齢者支援施設を建てる場合に対しましても、これはやはり大きく実は違います。いかがですか。熊本地震の災害公営住宅の制度について、今後情報として、町が同等の制度になるという見込み等は現在ありますか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

ただ今議員から御意見がありましたとおり、現時点におきましては、あくまでも激甚災

害における災害公営住宅制度という取り扱いになっております。今回の熊本地震の場合におきましても、たびたび国の制度におきましては変更があってきている状況であります。そういうところから、この災害公営住宅の制度についても、これから東日本大震災と同等程度の取り扱いをしていただきたいと考えてはいるところではありますけれども、現段階におきましては、今後の見通しについてはちょっと不透明なところであります。町としましても、今後、県あたりを通じましてではありますけれども、要望を繰り返しながら進めていきたいと考えておるところです。

**○５番（福永　啓君）**　やはり公営住宅は100戸、200戸と建つかもしれません。相当な、この制度の差によって町の負担は変わってまいります。これはぜひ、町としても、この東日本大震災と同等になるような要望を繰り返していただきたいと思います。私たちも要望に行ってよく言われます。単に助けてくれではなくて、具体的にここをこうしてくれという要望をしてくださいということをよく言われます。これは逆に言えば非常にそれがしやすい。「こうありますでしょう、ですからぜひ今回もこれと同じような、今から、災害公営住宅については、これでやってください」と、要望としては非常に出しやすい、逆に要望になってくると思います。これは、町にお願いするだけではなくて、議会としても要望を出すことができればよいと私は考えております。ぜひこれは繰り返し、少しでも町の負担がなくなる。そして、町民の方々が有利な条件で入居できますように繰り返していただきたいと思います。

入居の条件について、この中に条件、どういう人が災害公営住宅に入れるのかというのがここにありますけど、詳しく入居の条件、果たしてどういう人が、当初から災害公営住宅に入居できるんでしょうか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。ちょっと長くなるかと思いますが、お答えをさせていただきます。

法律上におきまして、災害公営住宅に入居できる方につきましては、熊本地震による災害によりまして滅失をした住宅に居住していた方、具体的には、居住していた住宅が被災し、その住宅の罹災判定が全壊あるいは大規模半壊でありまして、その住宅が滅失をしていること。半壊の場合においては、その住宅が住めない状態で取り壊しとなっている世帯ということになるわけであります。

このこと以外におきましても、入居可能な方について規定がされておりまして、いろい

ろと申し上げますと、市街地開発事業、それから住宅地区改良法によります住宅地区改良事業、それから公営住宅等の建設に関する事業、それから特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の建設の事業、その他国または地方公共団体の補助を受けて実施される賃貸住宅の建設事業で、当該賃貸住宅の戸数が50戸以上であるもの、それから国または地方公共団体の補助を受けて実施される住宅市街地の開発整備に関する事業で、当該事業に係る施工地区の面積が2,000平方メートル以上の事業、この５つの事業実施に伴って移転が必要となった方。

具体的な事業といたしましては、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、小規模住宅地区等改良事業、地方公共団体独自の制度による補助を受けて行われる住宅市街地の開発整備に関する事業等により移転が必要となった方が入居可能という制度となっております。

**○５番（福永　啓君）**　今の丁寧な御答弁があったとおり、実は災害公営住宅に関しましては、仮設とは違います。これは皆さんにお配りした資料の中の一番下のところを書き出したものです。特例の対象者、これは入居できる人の対象者ということなんですが、仮設の場合、この１番だけなんです。１番だけ。これの対応を拡大してきたということだけなんです。ところが、災害公営の２番、つらつらとこういうふうに、ほかにも災害による被災で滅失した住宅に居住していなくても、この場合だったら入居できますよというケースが幾つもございます。こういうふうに、これは特例がございますので、これはやはりまちづくりに有効に使っていかなければならないと思います。

御船町は町営住宅が非常に多いんです。しかも私が先ほど指摘した超老朽化した町営住宅だけではなくて、半壊認定は難しいと。しかし老朽化が進み、取り壊し、再整備が必要な町営住宅が実はほかにもたくさんあります、先ほどありましたけれども。

ちなみに、入居を既に中止している町営住宅、ですからそういう意味です。さっき将来的には247戸を管理していくとおっしゃいましたが、現在入居募集を中止している町営住宅は何戸ございますか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

先ほど答弁をいたしました、木造の町営住宅74戸ということで申し上げましたが、これに加えまして、町内の町営住宅団地の３カ所を加えまして87戸で、すべて合計で165戸の分について、現在入居についての募集を中止している状況であります。

**○５番（福永　啓君）**　そういうふうに、半壊認定は難しいけど、町としては再整備を進めていかなければならないとしている方にも、これは再整備を進めていくためには居住されている方に転居していただかなければいけないんです。そのためには代替の住宅が必要です。その際に、これは利用できる可能性があるんです。ですから、ぜひ町営住宅に、この点の採用を考える場合は、こういう制度の利用を検討してください。

そして、これが震災の制度とか、そういうのを使えば安くて、本当に有利な条件で入れるものもございます。こういう、先ほど申しましたとおり、安くて入れるところが、町営住宅より安いところに転居を促すことができるんです。

今回の震災で御船町は多くのものを失いました。しかし、震災により幾つもの有利な制度を逆に受けることを、今できるんです。先ほどの特例というのも、これが御船町だからできるんですよ。激甚災害だからできるんじゃないんです、御船町だからと指定されてできるんです。その有利な制度の１つであるんです。復興住宅制度を使い、復興のまちづくりをなし遂げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

町といたしましても、このたびの地震とか震災にかかわるものについて、国あるいは県のあらゆる支援制度について、うまく活用しながら、今回の震災を、災害を一つのバネといいますか、契機としまして、復興のまちづくりに進んでいかなければならないと考えているところであります。

ただ今御指摘があった点も踏まえまして、国あるいは県ともさらなる交渉を重ねながら、知恵を絞るといいますか、そういうところで復旧・復興を確実に進める、果たしていきたいと考えているところであります。

**○５番（福永　啓君）**　あと１つ資料をお渡ししております。これを御覧ください。これはずらっと並んでいます、これは家賃の資料なんですが、これは東日本のある市の復興住宅の家賃例です。ここが１と書いたのがありますが、例えば一番大きいところを見てみましょう、３万4,800円です。これがここでは基礎家賃であります。御船町の場合、中原団地がこのあたりの大きさだと思います。それで大体２万5,000円～6,000円ぐらいですかね、今この家賃にしますと。これが町営住宅の家賃なんです。そして収入が多くなればだんだん上がっていく。町営住宅も上がっていきますから、これが家賃です。じゃあ、復興住宅は、東日本の場合どれだけでそこの市は入れているのか。３万4,800円の部です。１万700円で

す。３分の１以下です。これで当初の５年間はこの家賃で住めるんです。そして、その後の５年間はちょっとずつ上がっていきます。しかし、10年間は軽減措置があります。

何でこういうことができるのかと。これはやはり、先ほどこれで説明いたしましたとおり、これだけやはり東日本と違うんです。これがあるからこそこれだけの家賃の軽減措置ができるんです。もし今回これほどの家賃の軽減措置ができるのだったら、御船町だったら、簡単に言えば何千円です。それで新しいところには入れると、そういうことも十分制度として可能なんです。そういうことができれば、これは今まで転居を諦めていらっしゃった方々にも、これは大変有利な条件ですので転居を促すことができると思います。

こういうふうに、こういう制度を使って、ぜひ老朽化した町営住宅の整備を進めていただきたいと思いますとともに、これはやはり国に対する要望、企画室になってまいります。そういう全体につきまして、ちょっと町長の御意見、決意をお聞かせいただきたいと思います。

**○町長（藤木正幸君）**　話はよくわかりました。しかしながら、本町においては平成26年３月に策定した御船町町営住宅長寿命化計画というのがあります。私はここがポイントだなという思いであります。

この計画どおりに進めていきますと、今町営住宅は半減状態にあります。この半減状態を抜け出すことができなかった、この策定に当たっては、町としては、待ちの姿勢だったんじゃないだろうかと。この公営住宅というのは、御船町には440戸現在あります。そこの中において、この計画というのは今後住民がどのように経済性、やはり５年後、10年後のことを考えて策定するということでありますけれども、そこがなだらかに下がるのであって、なだらかにそのままということでこの計画は立てられたんじゃないかと思っています。

しかしながら、この震災で、この指針は方向転換をしなければいけないということを強く思っています。この半減態をやはりいかに新しい町営住宅と公共住宅に移っていただくか、その基礎が今回の震災においてできたんじゃないかと思っています。

今、最後に言われた言葉の中に、被災を受けたけれども、失ったものも大きかったけれども、そこから得たものがあったというところ、そこがこの住宅問題に一番かかわってくるのではないかという思いでいます。その中においては、やはり住民が住みやすい環境をつくり上げるというのも１つに書いています。やはり債務の困窮者がたくさんいらっしゃいます。また子育て世代の問題もあります。そういった地域に即した、地域の事情という

のが各地区にあります。私はそういった地区ごとの思い、悩みというのは違う。そこにおいて、その住宅の再編を考えていかなければいけないということを考えています。

そこに至っては、私たちここだけでできることではありません。やはり民間の方々にも入ってお話をお聞きしながらこの問題を解決していきたいと思っていますし、今後、町営住宅の入居者の生活環境改善につきましては、住民と行政と事業者、そして今進められた福祉の問題、そういったものを考慮しながら、安全で快適な住みやすい公営住宅、そういったものを造り上げていきたいと思いますし、この先このまま行けば、御船町において1,000件近くの町営住宅、公営住宅を確保しなければいけないと。将来、恐らく10年後こうなる可能性もあります。

そうではなくて、やはり町の状況、財政、いろんなものを勘案しながら、この先の５年後、10年後を見据えたこの公営住宅問題、災害公営住宅問題、こういったものを考えていかないといけないということを、今から町で考えていきたいと思います。

**○５番（福永　啓君）**　これは、災害復興住宅じゃないので、最終的には町営住宅の話になっていきます。町のグランドデザインの話になってまいります。今あるところを、まさにおっしゃったとおりです。このままでは言われるように半減になってしまいます。あそこは残っている、この土地は残っている、何軒か残っていると、古いところが残って、そのまま半分は住んでおんなはると。ずっとそこは維持していかにゃいかんとかですね。

今回、さっき言ったみたいに、町長も理解してしていらっしゃいますけど、１つにいい契機なんです。１回皆さんの知恵を絞って、町のグランドデザイン引き直して、これからどうやっていくか、これを進めていかなければならない時期に来ていると思います。

また、町営住宅についてはいろんな形が想定されると思うんです。その中心部だけの話じゃないんです。相当数中心部にあるんです。しかし逆に御船町の面積の８割を占める中山間地においては、今まで町営住宅が極端に少なかった。それが人口流出を加速させているのかもしれなかった。よくはわかりませんけど。単なる町営住宅ではなくて、例えば農園付き住宅、クラインガルテン関連など、よく中山間部にありますが、そういうものも実際に導入している他町村が、それについては町として何か検討はされていますか。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

ただ今議員から御意見がありました、この農園付き住宅、クラインガルテン、こういったものについて、具体的に検討を進めているというわけではございません。今後、中山間

部の活性化それから人材の育成、特に顕著化している耕作放棄地の有効活用、利用といいますか、こういったことについても何らかの具体的な対策を講じる必要があると考えております。

そういった中で、このあたりの地方創生という考え方、観点におきましても、十分に検討していく必要があると考えているところであります。

**○５番（福永　啓君）**　それもぜひ検討よろしくお願いいたします。国の地方創生の観点からやっていくことは、非常に重要と思いますので、よろしくお願いいたします。

次に話は変わりますけど、仮設住宅の制度についてお伺いします。仮設住宅は今後入居者の自立に伴い、どんどん空室が増えてくると、１年後とかには予想されます。仮設住宅の利用について、制度上どのようなことが可能なんでしょうか。例えば、空き家が極端に増えた仮設住宅に対して、ほかの仮設住宅と統合するとか、入居者が希望すれば空室になっているほかの仮設に転居できるとか、そのようなことが制度上可能なのかどうか、お伺いいたします。

**○建設課長（松岡秀明君）**　お答えいたします。

さまざまな個別の事例に対しましてははっきりと定まった事例、制度というのはありませんけれども、平成29年度、来年度の秋以降においては、この被災された方々の生活再建といいますか、家の再建についてもさらに進んでくると考えているところです。

そういうことになりますと、仮設住宅の空きも増えてくることが見込まれてくるのではないかと考えているところです。東北の震災におきましては、この仮設団地の統合、あるいは転居など、そういった事例もありますけれども、いずれにしましても、これからそういった仮設住宅の状況を、動向を見ながら国あるいは県と協議をしながら対応を進めていきたいと考えております。

**○５番（福永　啓君）**　仮設住宅の今後の利用については、ぜひ入居者、生活改善の視点から県や国とも交渉していただき、復旧に果たしていただきたいと、被災者の方に寄り添いながら県や国とも交渉し、復旧を果たしていただきたいと思います。

仮設住宅についてお聞きしたいんですけど、21個、これは実は、御船町は県内最多なんです、箇所数は。また木造住宅の150戸、これも恐らく県内最多です。大変多くなっています。これは御船町が仮設住宅を建設した上で、非常に大変大きな特色なんです、ほかの市町村と違った。なぜこのような形の仮設住宅ができたのか、町長、なぜそういう仮設住宅

を整備されたんでしょうか、いかがでしょうか。

**○町長（藤木正幸君）**　お答えします。

この仮設住宅建設に関しましては、地域の皆様、区長の皆様、そして前にいらっしゃいます議員の皆様に、本当に御協力いただきましてありがとうございました。まずもってお礼を先に申し上げたいと思います。

今御質問にありました21個の団地を造るということが、なぜ熊本県で一番多くなったかという問題ですけれども、この問題は、１つは最初に中原北用地を災害公営住宅と、仮設住宅ということで新聞に発表させていただきました。しかしながら、あの地域、中原団地のがけ崩れ等がありまして使えないということが県からも指摘されて、そのとき私が考えたのは、地域コミュニティーという問題が最初に頭に働きました。これは私が葬儀社をしていたから、やはり地域の問題というのがある程度わかっていました。地域において、やはり住む家が近くにないとなかなかコミュニティーは重視できないと。新しく住む方同士でコミュニティーができるかといったら、やはりそれには年数がかかります。やはり震災後に同じ思いで被災と闘わなければいけません。その中においてコミュニティー重視という問題を最初に私は出しました。

その中において、県といたしましては、なるべくまとまった団地が欲しいということを最初はあったんですけれども、このことについては知事に直談しにいきまして、御船町はできれば農村地帯も多い、地域のコミュニティーがある程度ほかの地域に比べたらしっかりしているので、ぜひ地域重視と、コミュニティー重視ということでお願いできないだろうかということを直談しまして、知事からできることをやりなさいというお話があって、このような形で地域地域に仮設団地を造ること。その中にはやはり議員そして県の考え、そういったものがかかわっていただいたというところが大きかったと思っております。

その中において、21団地という多いかもしれません。しかしながら、各地域においてできたということ、そして小さくできたということでコミュニティーがこれから役立つんではないかと思っております。

この木造住宅も同じ考えであります。熊本県産材を使用するという問題、それともう１つは､この御船町において住宅関連にかかわる一人親方という方が大勢いらっしゃいます。そういった地域の人たちで地域の仕事ができて、それから仮設につながればという考えがありました。ということで、県にお願いして木造住宅を極力造ってくださいと。

それと、東北の考え、そして阪神の考え、そういったものを伝えていただく方もたくさん来町されました。その方々のお考えを聞く中で、やはり生活をしていく上で大事なのは生活環境を整えるということが一番大事だということを教わりました。ただ仮設というのは、そこに住めばいい、ただ住めばいいという問題ではなくて、生活環境を整えてあげることが次へつながる一歩に踏み出すことができるというお話を聞く中で、やはり仮設で木の上に、地盤の上に土地があるんじゃなくて、やはりある程度下のほうに基礎を打っていただくということもお願いしました。下のほうにやはり湿気が上がって結露するという現象が起きるのを少しでも防ぐためにも、こういった問題を考えていかなければいけないということでお願いしたわけであります。

その中において、やはり御船町においては仮設団地が多くしてコミュニティーを守る。そして木造住宅を多くして生活環境を少しでも整えるという方向に進むということを打ち出してきたわけであります。

**○５番（福永　啓君）**　被災地のどの市町村も同じような観点でやられていたとは思います。ただ、その結果、形としてなっているのは、これは御船町は他の市町村と違うと。そこは評価すべきところであって、誇れるべきところでもあると思うんです。仮設団地が遅かったという批判もございました。確かに遅かったのかもしれません。しかし、おっしゃったように、仮設は避難所とは違うんです。１年、２年、もしくは３年そこに住まわなければいけない。そういうときには、そういうコミュニティーの制作及び生活環境の向上を考えて、こういう21団地、150戸の木造ができた。この点は大変評価に値すると思います。

しかし、やはりどんなに頑張っても仮設は仮設なんです。狭い。あと１年、あと２年、もしくは３年仮設での居住を強いられる方も多いでしょう。先ほどもいろいろ答弁いただきましたが、今後とも被災者の方々に寄り添いながら、あらゆる制度を有効利用し、生活改善に取り組んでいただきたいと思います。

今回の質問で幾つかの提言をしました。そしてあらゆる知恵を使いながら、県や国とハードな交渉をするということもおっしゃっていただきました。これまでの質疑を踏まえて、最後に町長にまとめて町営住宅に対する考え方や、町営の今後、復興住宅に対して、町民に対するメッセージ、これをお願いいたします。

**○議長（井本昭光君）**　藤木町長、おおむね１時間超過しています。端的にお願いします。

**○町長（藤木正幸君）**　ただ今御質問がありまして答弁したとおりであります。私たちは今後

町の住民の方がより良い環境の中で、この公共公営住宅に移っていただかなければいけません。その中において、やはり、先ほど言いましたようにコミュニティーがいかに継続していけるか、隣の人と話せるか、私の思いがこの公営住宅におきましては、隣の人と醤油のやり取りができる公営住宅を目指したいということを思っています。その中ではコミュニティーづくりが一番大事だと思います。

その中でやはり一番大事なのはリーダーの存在だということも思っています。十分に議員が言われたことを考慮しながら、この国の制度、今上益城が一つという形で復興庁とも交渉しております。その中において、ただの激甚災害から復興におきましては、熊本特区みたいな形で、上益城を１地域として、この１地域だけを特定してこの問題に許可をいただいたところもあっております。お願いした以上、この許可をいただいたものに取り組んで、今後の公営住宅づくりに取り組んでまいりたいと思います。

**○５番（福永　啓君）**　終わります。